○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抄）

(平成十八年九月二十九日)

(厚生労働省令第百七十一号)

第四十条　指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

３　指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（抄）

(平成十八年九月二十九日)

(厚生労働省令第百七十二号)

第五十四条　指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定障害者支援施設等は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

３　指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

○障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（抄）

(平成二十四年三月十三日)

(厚生労働省令第二十七号)

第三十六条　指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定地域移行支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

３　指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない

○障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（抄）

(平成二十四年三月十三日)

(厚生労働省令第二十八号)

第二十八条　指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定特定相談支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

３　指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（抄）

(平成二十四年二月三日)

(厚生労働省令第十五号)

第五十二条　指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

３　指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（抄）

(平成二十四年二月三日)

(厚生労働省令第十六号)

第四十九条　指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定福祉型障害児入所施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

３　指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（抄）

(平成二十四年三月十三日)

(厚生労働省令第二十九号)

第二十八条　指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定障害児相談支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

３　指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。